農業委員選挙人名簿を調製します

登載申請書は、農区長（陸地部）・行政協力員（島地部）を通じて配布しますので、平成17年1月1日現在で記入し、1月6日㈭までに農区長・行政協力委員、1月7日㈮までに農業委員会・農協各支店へ提出してください。

なお、選挙人名簿に登載される人は、次の三要件のすべてに該当しなければなりません。

○農業委員会の区域内（市内）に住所を有する人

○年齢が20歳以上の人（昭和60年4月1日以前に生まれた人）

○10アール以上の農地につき耕作の業務を営む人が、その同居の親族またはその配偶者で、年間概ね60日以上耕作の業務に従事する人

問合せ…農業委員会　☎㊾2143

「標準営業約款制度（Sマーク）」をご存じですか

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者（利用者）を擁護するための制度です。厚生労働大臣許可の約款に従って営業することを登録した理容店・美容店・クリーニング店では店頭にSマークを掲げています。

登録店は、技術・衛生・安全を約束する信頼できるお店です。

問合せ…㈶岡山県生活衛生営業指導センター　☎086―222―3598

12月3日から9日は障害者週間です

今、障害のない人であっても、将来病気やけがなどにより障害が生じることもあります。そのとき、あなたをサポートしてくれるのは、障害を理解してくれる人たちです。

すべての人が快適に生活できる社会を実現するため、障害者の立場になって考えてみませんか。困っている人がいたら、どのようなサポートが必要か勇気をもって聞き、そして、その人が望むことを行動に移すことができれば、すてきですね。

問合せ…福祉推進課　☎㊾2133

配偶者からの暴力で悩んでいる皆さんへ

保護命令の対象を、子どもや離婚した元配偶者まで拡大するとともに、退去命令期間を二カ月に延長することなどを柱とした、配偶者暴力防止法（DV防止法）の改正法が十二月二日に施行されます。

改正の主な内容

○「配偶者からの暴力」の定義拡大

○保護命令制度の拡充

①離婚後も暴力が続く場合、元配偶者も対象とする

②被害者と同居する未成年の子どもも接近禁止命令の対象とする

③退去命令の期間を二カ月に拡大

④退去命令についても再度の申し立てを可能とする

○被害者の自立支援の明確化など

問合せ

男女共同参画推進センター　☎㊷5769

だまされないで　伝言板

最近の悪質商法

頼んでいないのに届いた書籍

「書籍が届いたので代金引換で受け取った。」などという相談がよくあります。家族が頼んだと勘違いし受け取ってしまうのですが、代金を支払ってしまうと返金交渉は困難を極めます。

誰が注文したのか解らない場合には『受取保留』を、誰も注文していない場合には『受取拒否』をしましょう。また、電話勧誘販売において、「はぁ」とか「いいです」など、あいまいな返答をした結果、送られてきた商品については契約が成立している場合がありますので、念のためクーリング・オフをしましょう。

笠岡市消費生活問題研究協議会では、悪質商法の被害を防止するため、さまざまな啓発活動を行っています。

問合せ…市民生活課　☎69－2123

国民年金のおはなし

国民年金保険料と税

早いもので今年も師走です。年が明けたら確定申告の準備だという人もいらっしゃることでしょう。そこで「国民年金保険料と税」についてひとこと。

国民年金の保険料は、国保税とともに「社会保険料控除」の対象になります。一般の生命保険や個人年金は、10万円以上払っていても5万円（所得税の場合）の控除だけですが、国民年金や健康保険の保険料（税）は、所得に引きしろがある限り全額控除となります。

対象となるのは、平成16年中に納付のものです。もちろん奥さんやお子さんの保険料でもかまいません。また、サラリーマンの人で年末調整に出し忘れていたものがあれば、同じように確定申告で控除を受けることができます。

なお、納付金額や納付月日は「領収書」や「口座振替済通知書」でご確認ください。

国民年金保険料については

倉敷西社会保険事務所　☎086－525－5311